

9.11と「多元社会」アメリカ

——セキュリティの問題とエスニシティによる「解決」——

明戸 隆浩

本稿の目的は、2001年9月11日に発生した同時多発テロ事件がアメリカ社会にもたらした問題を「秩序問題」という観点からとらえた上で、そうした問題に対する「解決」が社会理論においてどのように位置づけられるかを示すことにある。9.11についてはすでに膨大な議論があるが、それを社会理論の問題としてとらえる議論はあまり多くないし、しかもそのほとんどは、9.11以降の市民的自由の制約を批判するにとどまっている。これに対して本稿では、アメリカ社会におけるエスニシティの役割を重視し、より核心的な問題は一般的な市民的自由の制約ではなく、エスニックに不均等な市民的自由の制約にあることを指摘する。その上で最終的には、「多元社会」がもつ「陰の側面」を明るみに出し、にもかかわらずこうした「陰の側面」が、社会理論にとってもっとも強力な原動力の一つになりうることを示したい。

1 はじめに —— 9.11と秩序問題

2001年9月11日に発生した同時多発テロ事件（以下「9.11」と記述）から、すでに5年の時が過ぎた。9.11をめぐっては、この間にすでに膨大な議論がなされている。しかし、そのほとんどはアフガニスタン戦争やイラク戦争といった国際問題に関するものであって、アメリカ社会そのものを対象にした議論は——対象から一定の距離を置いた分析的な議論で、かつ日本である程度知られているもの、という意味においてだが——意外なほど少ない¹。9.11が国際問題に与えた影響を検討することはもちろん重要な作業だが、それと少なくとも同程度には、この事件がアメリカ社会に与えた影響を検討することも重要だろう。そうした意味では、アメリカ社会の問題として9.11を考えることはそれ自体、本稿に一定の意義を提供するものとなる。

とはいえ、9.11をアメリカ社会の問題として検討することの意義は、もちろんこうした希少性のみあるわけではない。その最大の意義は、9.11が社会理論²にとって非常に核心的な問題、すなわち「秩序問題」を提起している点にある。ここでいう「秩序問題」とは、アメリカの社会学者タルコット・パーソンズがトマス・ホップズの議論を検討する中で抽出した、あの秩序問題である（Parsons 1937）。秩序問題は、左古輝人によれば、「社会秩序はいかにして可能か」という問いによって表される（左古 1998: 5）。またこの問題は、その理論的源泉にちなんで「ホップズ問題」とも呼ばれるが³、佐藤俊樹はこれを「自由な個人を保存したまま、いかにして社会秩序をつくりうるか」という問いとして定式化している（佐藤俊樹 1993: 134）⁴。こうした一般的な意味での秩序問題は、明示的にはパーソンズ以降、暗黙裡にはホップズ以降の社会理論にとって、もっとも重要な問

題の一つであり続けてきた。

ただし、9.11 が提起した「秩序問題」は、こうした一般的な意味でのそれではない。むしろそこで表面化したのは、もう少し狭い意味でホップズが考えていた問い、すなわち物理的な暴力が規制されている状態という意味での秩序が、いかにして可能かという問いである。こうした意味での秩序問題を、ここでは仮に「セキュリティの問題」と呼ぶことにしよう。この問題を、佐藤の定式化をふまえて具体的な問いとして書き直すならば、こうなる——「自由な個人を保存したまま、いかにしてセキュリティを確保しうるか」。しかしこうした問題は、現代の社会理論においては、必ずしも中心的な問題ではなかった。むしろ、「セキュリティの問題」としての秩序問題が「解決」されていることを前提として、他の意味での秩序問題——経済的な問題、文化的な問題、あるいはミクロ的な場面での相互行為の問題——を問うというのが、多くの社会理論の問題意識だったと言えるだろう。しかし9.11 という事件は、この解決されていたはずの問題、すなわち「セキュリティの問題」を、最も切迫した問題として再提起した。そしてその結果、社会理論は再びこの古典的な秩序問題について考えることを、迫られることになったのである。

本稿はこうしたことをふまえて、9.11 以後のアメリカ社会を「セキュリティの問題」という観点から把握することを試みる。ただし本稿の目的は、こうした「セキュリティの問題」を理論的に解決することにはない。本稿の目的は、「セキュリティの問題」がアメリカ社会においてどのように解決され(ようと)したのかということを内在的に明らかにした上で、そうした「解決」の社会理論上の位置づけを探る点にある⁵。具体的には、次の3つの問いを順に

問うことになるだろう。①9.11 以後のアメリカ社会における「セキュリティの問題」とは、どのような問題だったのか。②そうした「セキュリティの問題」に対して、9.11 以後のアメリカ社会はどのような「解決」を試みたか。③そうした「解決」は社会理論の水準においてどのように位置づけられるか。以下、節を改めて①の問いから順に考えていくことにしよう。

2 セキュリティの問題

「自由な個人を保存したまま、いかにしてセキュリティを確保しうるか」。これが、佐藤俊樹の定式化をふまえて、本稿が暫定的に提示した「セキュリティの問題」の内実である。しかし現時点では、「自由な個人」ということについても、「セキュリティ」ということについても、最低限のことしかわかっていない。ここでは、「自由な個人」というときの「自由」が何を意味するのか、またそうした「自由」が「セキュリティ」とどのように関係しているのかについて、検討していきたいと思う。

2-1 市民的自由という条件

カナダの社会学者デイヴィッド・ライアンは、9.11 がアメリカ社会にもたらした問題を「セキュリティか市民的自由か」という二者択一として把握している (Lyon 2003 =2004: 62)⁶。確かに9.11 という事件は、そうした二者択一としてしか理解できないような状況を多く生み出した。しかし9.11 がアメリカ社会にもたらした問題それ自体を正確に把握する上では、もう少し慎重な議論が必要であるように思う。ここではまず、アメリカ社会、とりわけこうした問題に対してもっとも責任ある立場にいた人物が、9.11 がもたらした問題をどのように認識

したのかということについて見てみたい。

おそらくそれに該当するであろうと思われる人物、すなわち当時の司法長官ジョン・D・アシュクロフトは、9.11 以後の制度的変化の象徴である「愛国者法 patriot act」（2001 年 10 月 26 日成立）の導入の必要性を説くなかで、次のように述べている⁷。

過去にアメリカの法執行が、諜報や麻薬取引あるいは組織犯罪による安全やセキュリティへの挑戦に直面したとき、私たちは基本的自由や市民的自由を保存しつつ、そうした挑戦に対処してきました。それと同様に、今日私たちは、憲法で保障されたアメリカ人の権利に慎重に配慮し、またあらゆる人々を尊重するなかで、国内において友人や隣人に向けられたテロリズムの挑戦に対処しようとしています（Ashcroft 2003: 5）

こうした発言を、政治的なレトリックとして切り捨てることは簡単だろう。しかし、9.11 がもたらした問題をアメリカ社会がどう受け止めたのかということを考える上では、こうした発言は必ずしも軽視できるものではない。セキュリティの強化についてもっとも強硬だとされたアシュクロフトでさえ、セキュリティの確保は市民的自由を保存しつつ行わなければならないと主張していること、ここではこのことをきちんと押さえておく必要がある。

そしてここで重要なことは、上のアシュクロフトの発言が、本稿が暫定的に「セキュリティの問題」と呼んだ問い、すなわち「自由な個人を保存したまま、いかにしてセキュリティを確保するか」という問いを、ほぼ忠実になぞったものになっている、ということである。しかもここでは、「基本的自由」ないし「市民的自

由」といった自由概念の内実が、「憲法で保障されたアメリカ人の権利」であることが示唆されている。「憲法で保障されたアメリカ人の権利」ということにはもちろん多くの可能性が含まれるが、ここでアシュクロフトが念頭に置いているのは、合衆国憲法修正 5 条にある次の規定だろう。「何人も、法の適正手続きによらずして生命、自由もしくは財産を剥奪されない」。このことをふまえるならば、「基本的自由」ないし「市民的自由」は、基本的には「生命・自由・財産」に対する権利だと理解することができる⁸。こうして、セキュリティ問題の内実は、次のように定式化できる。「市民的自由（＝生命・自由・財産に対する権利）を保存したまま、いかにしてセキュリティを確保するか」。

こうしたことをふまえた場合、ライアンが提示している「二者択一」的な問題把握は、少なくとも論点先取を含んでいる点で、適切ではない。なぜなら、市民的自由とセキュリティが二者択一になるのは、上の定式化に含まれる条件、すなわち「市民的自由を保存したまま」という条件が、十分に考慮されなかった場合に限られるからである。もちろん後に述べるように、アシュクロフトをはじめとするアメリカ政府が実際に採用した「解決」は、「二者択一」としか解釈しえないような状況を生み出した。しかしそれは、あくまでも事後的な話である。議論の出発点としては、少なくとも理念的には問題が上のようなものであったことを、確認しておかなければならない。

2-2 セキュリティという目的

前項で見たように、ライアンの議論における「セキュリティか市民的自由か」という二者択一は、やや論点先取の傾向があった。しかし、ライアンの把握とアシュクロフトの主張は、実

は「セキュリティと市民的自由は対立する」という想定に基づいている点では一致している。これに対して、これらとはかなり異なった主張をしているのが、アメリカ大統領ジョージ・W・ブッシュである。「テロとの戦い」を宣言したことでよく知られている2001年9月20日の上下両院合同会議での演説で、ブッシュは、自分は「アメリカ人の自由とセキュリティのための闘い」を遂行するのだと述べている（Bush 2001、傍点引用者）。ここで重要なことは言うまでもなく、自由とセキュリティが並列的に語られている点である。もちろんここには「市民的」という形容詞はないし、表現としてもごく大雑把なものだが、セキュリティと自由の関係について新たな関係が示唆されていることは否定できない。

もちろんここでも、こうした発言を政治的なレトリックとして切り捨てることは簡単だろう。しかしここでは、そういう議論は採用しない。なぜなら、自由とセキュリティを同じ側に位置づけることは、必ずしもブッシュの「思いつき」ではないからだ。このことは、ジョン・ロックの古典的な国家論を想起することによって、確認することができる。ロックによれば、人は生まれながらにして生命・自由・財産に対する権利をもっている。権利に関するこの表現は先に見た修正5条とほぼ同じものだが、ロックがアメリカ合衆国の建国に与えた影響を考えると、こうした一致は不思議ではない。そしてロックによれば、こうした権利は、人々が国家の設立に同意した場合、国家によって保障されることになる（Locke 1690=1968: 88-9）。つまりここでは、前項でセキュリティを確保するにあたって保存すべきものとして提示されていた「生命・自由・財産に対する権利」が、ここでは逆に国家が保障すべきもの、すなわ

ちセキュリティの内実として登場している。こうした観点からすれば、自由とセキュリティを並列に語るというブッシュの演説は、必ずしも政治的なレトリックとは言い切れない。

そして、セキュリティの内実が「生命・自由・財産に対する権利」の確保であることは、こうした権利が国家にとって両義的なものであることを意味する。なぜならそこにおいて国家は、生命・自由・財産に対する権利を制約しないように十分に配慮しつつ、生命・自由・財産に対する権利を保障しなければならない、ということになるからだ。前者を怠った国家は圧制的だと言われるだろうし、後者を怠った国家は無責任だと言われるだろう。9.11の以前以後に関わらず、セキュリティの問題が困難な問題として現れることが多いのは、まさにこうしたセキュリティの内実によるものと言える。

こうして、セキュリティの問題の定式化に、一つ修正が加えられることになる。「市民的自由（＝生命・自由・財産に対する権利）を保存したまま、いかにして市民的自由（＝生命・自由・財産に対する権利）を確保しうるか」。ここで重要なことは言うまでもなく、問題が「市民的自由とセキュリティ」という異なる概念間の問題ではなく、「市民的自由」という一つの概念をめぐる問題となったことである。セキュリティの問題が、確保すべき市民的自由と制約せざるべき市民的自由のあいだの微妙なバランスの上に成り立っているということ、これはセキュリティの問題を考える上では、無視することのできない特性だと言えるだろう。

2-3 「予防」としてのセキュリティ

しかし、「市民的自由を保存したまま、いかにして市民的自由を確保しうるか」という問題それ自体は、まさにロックを援用しながら導出

したことから明らかなように、実は必ずしも9.11以後に固有の問題ではない。9.11がアメリカ社会にどのような問題をもたらしたのかという問いに答えるためには、上のような問題をふまえた上で、9.11以後何が変わったのかを考えなければならない。ここで再び、ブッシュとアシュクロフトに登場してもらおう。ジャーナリストのボブ・ウッドワードが再現するところによると、ブッシュは9.11直後の2001年9月12日、アシュクロフトに対して、9.11のような事件は二度と起きないようにしろ、と指示したとされる。その結果アシュクロフトは、テロリスト起訴よりもテロ防止を優先しなければならない、と主張するようになった(Woodward 2002=2003: 57-8)。

ここで興味深いのは、「起訴よりも防止を優先する」というくだりである。ライアンも、次のように述べている。「攻撃前にテロリストを逮捕すること、これは9.11以後、多くの政府が取り憑かれたように目標として掲げていることだ」(Lyon 2003=2004: 75)。そしてこうした議論をより体系的に展開したのが、アメリカの政治学者ベンジャミン・バーバーのである。バーバーは、2002年9月に発表された「アメリカ合衆国の国家安全保障戦略」が標榜している理論を、「予防戦争 preventive war」として定式化している(Barber 2003: Chap. 4)。バーバーがいう「予防戦争」とは、攻撃されたことを理由として行う古典的な自衛戦争に対立する概念で、端的に言えば、攻撃されそうなことを理由として行う戦争を指す(Barber 2003=2004: 85)。そしてバーバーによると、こうした予防戦争という概念は、対外政策だけでなく国内政策にも影響を及ぼしている。そのもっとも極端な例としてバーバーが指摘するのが、「予防拘禁」すなわちこれから犯罪を行いそうな人を

あらかじめ拘束しておく、という処置である(Barber 2003=2004: 88-9)。

これは明らかに、大きな変化である。もちろん通常の刑法においても、「予防」という概念は一定の意味をもっている。しかし、そこで「予防」が意味することは、ある犯罪を行った人を処罰することで、その人が再び同様の犯罪を行わないようにするという意味での「予防」(「特別予防」と呼ばれる)か、あるいはある犯罪を行った人を処罰することで、他の人が同様の犯罪を行わないようにするという意味での「予防」(「一般予防」と呼ばれる)、のどちらかである(町野・中森編 1995: 233)。こうした予防の概念からは、「これから犯罪を行いそうな人をあらかじめ拘束する」という意味での「予防」は導出されない。国際問題における「予防戦争」が、古典的な「自衛戦争」に真っ向から対立するものであるように、国内においても、こうした「予防」という観点は必ずしも常識的なものではないのである。

こうしたことをふまえると、セキュリティの問題が9.11を境にどの点でもっとも大きな変容を遂げたのか、ということがわかってくる。前項の議論においては、セキュリティすなわち市民的自由の確保は、あくまでも「事後的」に行われていた。それは犯罪の捜査であっても、その後の処罰であっても同様である。しかし9.11以後、セキュリティは「予防」という意味合いを強くもつようになった。言い換えれば、将来の市民的自由を予防的に確保することが、セキュリティの内実となったのである。こうして問題は、次のようなものとなる。「市民的自由を保存したまま、いかにして将来の市民的自由を予防的に確保するか」。では、アメリカ社会はこの問題をどう「解決」しようとしたのか。これについて、節を改めて検討しよう。

3 監視という「解決」

前節で見たように、9.11 以後のアメリカ社会は、「セキュリティの問題」すなわち「市民的自由を保存したまま、いかにして将来の市民的自由を予防的に確保しうるか」という問いに直面した。この節では、この問題に対して試みられた「解決」がどのようなものであったのかについて見ていく。

3-1 監視の強化

前節と同様、デイヴィッド・ライアン⁹の議論から始めよう。よく知られているように、ライアンが 9.11 以後のアメリカ社会に見出した傾向は、「監視 surveillance」の強化である (Lyon 2003)。ライアンによれば、こうした監視は、電話の通話記録、Eメール送受信やインターネット閲覧の履歴、飛行機の乗客名簿、クレジットカードの使用履歴、商店に取り付けられた監視カメラの記録、といった各種のデータを通して行われる (Lyon 2003 =2004: 132; 136)。もし、こうした一連の監視の強化が「セキュリティの問題」に対する「解決」であるのならば、次の命題が成り立つはずである。「監視の強化は、市民的自由を保存したまま、将来の市民的自由を予防的に確保しうる」。

では、当事者の意図はどうだったのだろうか？ 9.11 以後に行われた何らかの措置のうち、監視の強化ということに関連しているのは、2-1 で言及した愛国者法である⁹。そして 2-1 で確認したように、少なくとも当事者の意図としては、愛国者法は「市民的自由を保存したまま」という条件を満たすものとして提示されていた。それでは、そもそもの目的である「将来の市民的自由の予防的な確保」という点についてはどうだろうか？ これについて、2-1 でも

登場したアシュクロフトは、愛国者法を導入する目的を示す中で、次のように述べている。

法執行 [機関] は、情報収集機関が情報を収集する能力を強化し合理化することを必要としており、それはテロリスト組織の基盤を崩し、弱め、取り除く上で必要です。またとりわけ、未来のテロリストによる攻撃を予防するために、重要な情報を法執行 [機関] が国家安全機関と共有するための権限を必要としています (Ashcroft 2003: 6)

ここで述べられているのは、「未来のテロリストによる攻撃を予防するため」、本稿の言い方では「将来の市民的自由を予防的に確保するため」に、情報収集の強化が必要だ、という主張である。

そして、こうした情報収集の強化の具体的な例としてアシュクロフトが挙げているのは、携帯電話およびインターネットの使用についての情報収集の強化である。アシュクロフトによれば、テロリストは携帯電話を頻繁に買い替えたり、他のコンピューターを経由して Eメールを送信したりしているので、こうした手法にも対応できる情報収集を行わなければならないという (Ashcroft 2003: 6)。そしてこうした立法の意図を直接反映していると思われるのが、愛国者法の第 505 条である。この条項は、法執行機関 (FBI および州警察) が金融機関や通信サービスプロバイダに対して顧客の個人情報の提出を求める場合には、その情報がテロリズムの防止に関連していることを明示すればよい、と規定している。

こうした状況は、ライアンを参照しながら先に確認した「監視」の内実と、ほぼ一致している。したがってアシュクロフトの発言を、「監視 (=

情報収集)の強化によって、市民的自由を保存したまま、将来の市民的自由を予防的に確保しよう」という主張として読むことは一応可能である。しかし厳密に言えば、アシュクロフトの発言から直接読み取れるのは「予防のためには監視が必要だ」ということであって、「監視をすれば予防できる」ということではない。言い換えれば、アシュクロフトは「監視をすれば予防できる」ということをほのめかしてはいるが、断言はしていない。このことをふまえて、ここでは次のような定式化を採用しよう。「監視(=情報収集)の強化は、市民的自由を保存したまま、将来の市民的自由を予防的に確保しようと思われ⁹る」。

3-2 エスニックに不均等な監視

しかし、9.11 以後のアメリカ社会が採用した「解決」は、単なる監視の強化ではない。重要なことは、こうした監視が必ずしも均等に行われたわけではない、という点である。たとえばライアンは、「人種的プロファイリング」の問題、すなわち 9.11 以後、「アラブ系」や「ムスリム」といったカテゴリーが法執行機関の捜査上重要な意味をもっている、という問題を指摘している (Lyon 2003 = 2004: 74)。ライアンが一例として挙げているのは、2002 年にあるムスリムの男性が、電話、Eメール、インターネットへのアクセス、クレジットカードへの支払い、交通機関による移動、といったものを通じて、FBI によって 24 時間監視されていた、という事例である (Lyon 2003 = 2004: 145)。もしこうしたことが意図的に行われているのであれば、監視の強化は、人種のないエスニックに¹⁰ 不均等なものとして、行われていることになる。

そして意外なことに、人種的プロファイリン

グという用語は、必ずしも「非公式」な用語ではない。2003 年 6 月、連邦政府司法省は「連邦法執行機関による人種の利用についてのガイダンス」という文書を配布し、そこで人種的プロファイリングを次のように規定している¹¹。

「人種的プロファイリング」の核心は、職務尋問および他の法執行上の捜査手続きの基準として、人種やエスニシティを不当 invidious に用いることにある。それは、ある人種ないしエスニシティに属する特定の個人が、他の人種ないしエスニシティに属する特定の個人に比べて不正行為に関与する傾向がより高いという、誤った想定に基づいている (Department of Justice Civil Right Division 2003: 1)

上の規定にも現れているように、このガイダンスの趣旨は、基本的には法執行機関が人種的プロファイリングを行うことを禁止する、というものである。ただしこのガイダンスでは、人種やエスニシティを捜査の手がかりとすることを「常識」の範囲内で認めるために、次のような基準を示し、それに合致する限りにおいて人種的プロファイリングを認めている。その基準とは、①一般化されたステレオタイプに基づいていないこと、②場所と時間がはっきりした情報に基づいていること、③信頼に足る情報に基づいていること、④特定の事件に関わる情報に基づいていること、の 4 点である (Department of Justice Civil Right Division 2003: 5-7)。

しかし重要なことは、このガイダンスでは、通常の法執行業務と「国家の安全に対する脅威を予防する」(Department of Justice Civil Right Division 2003: 2) 法執行業務を慎重に分け、後者については、上の基準を適用していないこと

である¹²。そして代わってそこで示されているのは、「もっとも例外的な状況を除いては」人種のプロファイリングを行ってはならないという、憲法解釈に基づいた制約である。逆に言えば、本稿が問題にしている9.11以後の「予防」に関わる文脈では、憲法に違反しない範囲で、人種のプロファイリングが許容されていることになる。

ここで、ライアンがムスリムの男性について指摘していたような監視、司法省の規定を用いるならば「あるエスニシティに属する個人が、他のエスニシティに属する個人に比べて不正行為に関与する傾向がより高い」という想定に基づいた監視を、「エスニックに不均等な監視」と呼ぶことにしよう。こうした「エスニックに不均等な監視」は、少なくとも「国家の安全に対する脅威を予防する」ため、本稿の表現に置き換えるなら「将来の市民的自由を予防的に確保するため」ならば、憲法に違反しない範囲で許容されていると言える。そしてここで「憲法に違反しない範囲で」を「市民的自由を保存したまま」に読み替えると、前項の「解決」は次のように修正されることになる。「エスニックに不均等な監視の強化は、市民的自由を保存したまま、将来の市民的自由を予防的に確保しようと思われる」。これが、9.11以後のアメリカ社会が、セキュリティの問題に対してとった「解決」である。

4 エスニシティによる「解決」

前節までで見てきたように、9.11以後のアメリカ社会は、「市民的自由を保存したまま、いかにして将来の市民的自由を予防的に確保するか」という問いに直面し、それに対して「エスニックに不均等な監視」という「解決」を与

えた。すなわち、そうした「解決」によって成立する命題は、「エスニックに不均等な監視の強化は、市民的自由を保存したまま、将来の市民的自由を予防的に確保しようと思われる」というものであった。このことをふまえて最後に考えなければならないのは、冒頭で示した③の問い、そうした「解決」は社会理論の水準においてどのように位置づけられるか、という問いである。

4-1 市民的自由とエスニシティ

「エスニックに不均等な監視」という「解決」の社会理論上の位置づけを検討するのに先立って、まず、こうした「解決」に対してこれまでになされた批判を見ておこう。ここでも、デイヴィッド・ライアンの議論はその典型を示している。それは、監視という「解決」は、市民的自由の過度な制約をもたらした、というものだ(Lyon 2003 =2004: 64)。すでに繰り返してきたように、「市民的自由を保存したまま」というのは、9.11以後のアメリカにおけるセキュリティの問題が、解決にあたって守らなければならない条件であった。そうした観点からすれば、ライアンの見解は、次のことを意味していることになる。「9.11以後のアメリカ社会は、セキュリティの問題の解決に失敗した」。

同様の診断を下している論者はほかにもたくさんいる。たとえばアメリカの哲学者リチャード・ローティは、かなり早い段階から、9.11が国家による市民的自由の過度な制約をもたらすことに警鐘を鳴らしている(Rorty 2001 = 2002: 18-20)。また、パレスチナ出身の知識人であるエドワード・W・サイードも、アラブ系やムスリムの人々に対する法執行機関の不平等な取り扱いを指摘した上で、市民的自由や個人のプライバシーの問題を論じている(Said

2001 =2002: 26; 31)。さらに、アフリカ系アメリカ人の法学者であるパトリシア・J・ウィリアムズも、9.11 以後、アメリカ憲法、とりわけ修正 1 条から 10 条に規定された市民的自由が試練に直面していると述べた上で、アラブ系の人々が 9.11 以後に置かれている状況を、これまでのアメリカ社会でアフリカ系の人々が置かれてきた状況と重ねながら論じている (Williams 2002 =2003: 395; 403-6)。

こうした批判は、前節までで見てきた 9.11 以後のアメリカ社会におけるセキュリティの問題とその「解決」に対して、重要な問題を提起している。しかし、とりわけ社会理論との関わりを想定した場合、こうした議論は必ずしも十分なものではない。ここで焦点になるのは、市民的自由の過度な制約という結果における、エスニシティの位置である。市民的自由の過度な制約を批判する議論の多くは、市民的自由一般が過度に制約されているという批判に続けて、とりわけアラブ系やムスリムの人々がそうした状況の犠牲になっている、という議論を展開する。そうした意味では、市民的自由の過度な制約に対する批判において、エスニシティはそれなりに大きな位置を占めている。しかし本稿は、アラブ系あるいはムスリムの人々に対する市民的自由の制約が、あらゆる人々に対する市民的自由の制約の一例——仮にもっとも重要な例であるとしても——である、ということに対して、異を唱えたいと思う。そしてそれに代わって、アラブ系やムスリムの人々に対する市民的自由の制約が、むしろアラブ系やムスリム以外の人々に対する市民的自由の制約を回避するという意味をもっている可能性を指摘したい。

これは一見すると、奇妙な議論に思えるかもしれない。しかし、次のような想定を行うことで、このことの意味はより明確になる。その想

定とは、アメリカ社会が単一のエスニシティによって構成されている社会であったとしたら、という想定である。もちろんこの場合でも、「監視の強化」という「解決」自体は採用可能だろう。しかしここで重要なことは、そうした社会では「エスニックに不均等な監視」、すなわち「あるエスニシティに属する個人が、他のエスニシティに属する個人に比べて不正行為に関与する傾向がより高い」という想定に基づいた監視が、採用できないということである。言い換えれば、そこではあらゆる人々が「未来のテロリスト」になりうるのであり、したがって「未来のテロリズム」を予防するためには、あらゆる人を監視の対象にしなければならない。そしてここでいう「監視」は、理論的には、現在アラブ系あるいはムスリムの人々に対して行われていると同程度の強力な監視を意味する。つまり、アメリカがエスニックに単一な社会であったとしたら、監視によって市民的自由を過度に制約される人々の数は、現実には生じた状況よりも遥かに多くなることが予想されるのである。

こうしたことをふまえるならば、アラブ系やムスリムの人々に対する市民的自由の制約が、あらゆる人々に対する市民的自由の侵害を回避するという議論も、あながち奇妙なものではないことがわかるだろう。そうした観点からすれば、監視の強化は市民的自由の制約をもたらしたが、それはアラブ系やムスリムの人々に対してより顕著であった、というライアンに代表される見解は、必ずしも十分なものではないということになる。言い換えれば、ライアンらの批判は重要な問題を提起してはいるが、問題の核心がどこにあるのかということについてはあいまいさを残している。そしてこのことは、社会理論というより抽象的な水準に上の議論を位置づけた場合、より明確に示すことができる。こ

れについては、次項で見ていこう。

4-2 功利主義とスケープゴート

それでは、エスニックに不均等な監視という「解決」は、社会理論においてどのような位置づけにあるのだろうか？ 結論から先に言えば、こうした「解決」は「功利主義」的に正当化されるものとして位置づけられる。功利主義というのは、「道徳的に正しい行為や政策とは、社会の成員に最大の幸福をもたらすものである」(Kymlicka 1990 = 2002: 18) という主張である。功利主義は、少なくとも 20 世紀の半ばまでは、政治哲学および道徳哲学においてもっとも有力な潮流の一つであった。しかし、20 世紀半ば以降、功利主義は批判的な文脈で言及されることが多くなる。そこで参照される基本的な理由は、功利主義が「道徳的」な直観に反する行為や政策を正当化できてしまう、というものだ。そして、こうした「道徳的」な直観に反する行為や政策」のうちでもっともよく知られているのが、「スケープゴート」の議論である。

政治哲学者のジョナサン・ウルフは、「スケープゴート」の事例として次のようなものを挙げている。

ある恐ろしい犯罪——おそらくテロリストによる爆弾事件で、数人が殺され多くの人が怪我をした——が犯されたとしよう。そうした状況では警察は加害者を見つけるよう強い圧力に曝される。大部分の住民が復讐を求め、再び同じような攻撃が起きないという確証を求める。犯罪集団が法に照らして処罰されるなら、一般的幸福は確実に満たされる。しかし功利主義の批判者は、全住民によって有罪だと信じられた個人が逮捕され判決を下され

ても一般的幸福は増進することに注目した。その個人が本当らしい容疑者である——言葉がそれらしくなまっている、それらしい様子をしている等々——限り、少なくとも復讐への要求は満たされるし、人々は皆ずっと健やかにベッドで寝るだろう（たとえ偽なる信念のゆえにそうするにすぎないとしても）。勿論、罪のない人が苦しむことになる。しかし功利主義的には、一般住民の幸福の増大（あるいは不幸の減少）が罪のない人の痛みより優り、それゆえその犠牲を相殺することが本当らしく思われる。こうして功利主義によれば、罪のない人を罰するのが道徳的に正しくあり得ることになる。(Wolff 1996 :57-8 = 2000: 67-8、傍点原文)

ここでの要点は、功利主義は社会全体の幸福を増大するという観点から、ある人々をスケープゴートにすることを正当化しうる、というものである。そしてここでウルフが挙げている事例は、本稿がこれまで検討してきた 9.11 以後のアメリカ社会の状況と、あまりにも近接している¹³。

このことはより厳密には、次のように考えることができるだろう。まず、9.11 以後のアメリカ社会が直面した問題は、セキュリティの問題、すなわち「市民的自由を保存したまま、いかにして将来の市民的自由を予防的に確保するか」という問題であった。ここで市民的自由を、功利主義をめぐる議論において「幸福」と呼ばれているものとして位置づけよう。つまり市民的自由を、ある程度功利主義的に計算可能なものとみなすわけだ。するとセキュリティの問題は、現在の市民的自由の制約をなるべく小さくしながら将来の市民的自由をなるべく大きくすることを目指す、功利主義的な問題として

再構成することができる。そうした上で、「エスニックに不均衡な監視」という「解決」の位置づけを考えよう。前項で述べたように、こうした「解決」は、アラブ系やムスリムの人々に監視を集中させることで、結果として他の人々の市民的自由の制約を少なくするという効果をもっていた。それに比べて、「エスニックに不均衡な監視」という「解決」が採用できない場合、すなわちアメリカがエスニックに単一な社会であった場合に想定される「解決」は、より大きな市民的自由の制約を伴うと考えられる。こうしたことをふまえると、「エスニックに不均衡な監視」は、場合によってはありえたかもしれない「均等な監視」に比べて、功利主義的に見てより望ましい、ということになる。端的に言えば、「エスニックに不均衡な監視」は、社会理論の水準では、功利主義によって正当化されるのである。

もちろん、功利主義は常にスケープゴートを正当化するとは限らない。なぜなら、こうした議論にはよく知られた反論があるからだ。それは、上で見たような状況は、より洗練された功利主義によっては正当化されない、という議論である。こうした功利主義に従うならば、仮にある人々をスケープゴートにすることが社会全体にとっての幸福を一時的に増大させるとしても、何の罪もない人がスケープゴートにされるような社会は、より長期的に見れば人々の幸福を増大させることはない。なぜなら、そうした社会に生きる人々は常にスケープゴートにされる危険にさらされているわけであり、そうしたことは結果として人々の幸福を大きく損なうものであるからだ (Wolff 1996 = 2000: 69)。重要なことは、ここで「誰でもスケープゴートになりうる」ということが前提とされている、ということである。本稿の文脈で言えば、スケ

ープゴートによって市民的自由の制約を回避することは、別の機会にスケープゴートにされて市民的自由を過度に制約される恐れがあるがゆえに、正当化されないということになる。

しかし、ここで問題になっているアメリカという社会に関する限り、こうした反論は完全には機能しないように思われる。上の反論が現実的に意味することは、こういうことだろう。今回はたまたまアラブ系やムスリムが標的にされているが、別の機会には、他のエスニシティが標的にされる可能性が十分にある。そうであるならば、アラブ系やムスリムをスケープゴートにすることは、長期的に見て幸福＝市民的自由の増大を帰結しない。こうしたことは、第2次世界大戦中に強制収容を経験した日系アメリカ人や、3-2で検討した人種的プロファイリングが問題とされた際に当初念頭に置かれていたアフリカ系アメリカ人にとっては、おそらく切実な意味をもつだろう。しかし問題は、すべてのエスニシティにとって事態はそうではない、ということである。これはあくまでも想定にすぎないが、「マジョリティ」であるアメリカ人——いわゆる「白人」——にとっては、そうした危機感は共有されにくいのではないだろうか。こうした意味で、上で見たような「誰でもスケープゴートになりうる」という反論は、とりわけアメリカ社会の「マジョリティ」に対して、有効性をもちにくいように思われる。

このように、「エスニックに不均衡な監視」という「解決」は、社会理論の水準では、功利主義的な「解決」として位置づけられる。1節で述べたように、9.11という事件は、アメリカ社会に対して秩序問題——より正確にはその一類型であるセキュリティ問題——という、非常に古典的な問題を提起した。アメリカ社会がそうした問題に対して与えた「解決」が功利主

義的なものであるとするならば、「解決」においてもまた、9.11は古典的な議論を呼び覚ましたといえることができるだろう。

5 おわりに

——多元社会における秩序の問題

議論を終えるにあたって、1節の末尾で示した問いに、あらためてきちんと答えておこう。まず問い①については、市民的自由とセキュリティの検討、および「予防」の論理の検討を通して、9.11以後のアメリカ社会における「セキュリティの問題」を「市民的自由を保存したまま、いかにして将来の市民的自由を予防的に確保しうるか」という問題として定式化した。また問い②については、監視および人種的プロファイリングの検討を通して、「エスニックに不均等な監視の強化は、市民的自由を保存したまま、将来の市民的自由を予防的に確保しうると思われる」という命題を定式化した。さらに問い③については、市民的自由の制約を批判する議論および功利主義に関わる議論を参照しつつ、「エスニックに不均等な監視は、社会理論の水準では、功利主義的な解決として位置づけられる」という答えを提示した。

さて、ここまでの議論は、9.11という歴史的事実に即したものだ。ここからは、そうした歴史的事実を論じた本稿が、社会理論のより広い文脈においてどのように位置づけられるのかということについて、若干述べておきたいと思う。ただしこうした議論を行うには、一つだけ概念を追加する必要がある。それは、「多元社会」という概念である。この概念は、本稿がこれまで扱ってきた「9.11以後のアメリカ社会」を、社会理論の水準で抽象的に再構成する際に必要となる。4節で論じたように、「エ

スニックに不均等な監視」という「解決」は、「エスニックに単一な社会」では不可能な選択肢であった。ここで、「エスニックに不均等な監視」を可能にするような社会を、「エスニックに単一な社会」と対比させて、「エスニックに多元的な社会」と呼ぶことにしよう。すると本稿の議論は、広義には、「エスニックに多元的な社会におけるセキュリティの問題と、その功利主義的解決」としてとらえることができる。そして、「エスニックに多元的な社会」を包括する概念として「多元社会」、セキュリティ問題を包括する概念として「秩序問題」、をそれぞれ導入すると、本稿の議論は最広義には、次のようなものとして提示できる。すなわち、「多元社会における秩序の問題と、その功利主義的解決」である。

ただしすでに見てきたように、このように導入された「多元社会」は、必ずしも通常そう思われているような楽観的な概念ではない。もちろん、「エスニックに多元的な社会」は多元社会の一側面——仮にもっとも重要な側面だとしても——にすぎないし、そうした社会にとって「エスニックに不均等な監視」を可能にするということは、やはり一つの側面にすぎない。しかしこうしたことは、「エスニックに不均等な監視」が特定のエスニシティの市民的自由を他の人々のそれに比べて過度に制約するという事実を真摯に受け止める限り、多元社会が「陰の側面」とでも言うべきものをもつことを示唆しているように思われる。こうした意味で本稿の議論は、多元社会の「陰の側面」に、秩序問題という古典的な問題を介して光を当てる作業であったとみなすことができるだろう。ウィリアムズがアラブ系の人々の問題をアフリカ系の人々の問題と重ねて論じていたように、こうした「陰の側面」は、必ずしも9.11以後に固有

の問題ではない。しかし、次のように言うことは可能だろう。9.11 という事件は、社会理論において「多元社会」という概念がもつ「陰の側面」を、非常に鮮明なかたちで提起したのである。

とはいえ、こうした本稿の作業は、必ずしも「多元社会」の可能性を否定するものではない。最後に、ここで見てきた「陰の側面」が、「多元社会」をめぐる社会理論にとってむしろ一つの原動力となりうることを示しつつ、稿を閉じることにはしたい。このことを示すには、2人の著名なアメリカの社会理論家に言及することが早道だろう。一人は、20世紀のアメリカを代表する社会学者で、1節ですでに登場したタルコット・パーソンズ、そしてもう一人は、やはり20世紀のアメリカを代表する政治哲学者である、ジョン・ロールズである。まず確認すべきことは、この二人が、いずれも「多元社会」を前提に自らの理論的探究を進めたということである。パーソンズは一般的には抽象的な理論構成で知られているが、最近のパーソンズ再評価の動きが明らかにしているように、パーソンズの念頭には、常に「多元社会としてのアメリカ」という具体的な問題があった（盛山 2004: 9-10; 佐藤成基 2004: 36-7; 兼子 2005）。また盛山和夫は、パーソンズとロールズの問題意識の共通性を指摘しているが（盛山 2004: 13）、ロールズもまた、自らの議論の前提となる社会が「穏当な多元主義 reasonable pluralism」に基づいた社会であることを表明している（Rawls 2001 = 2004: 7）。

そしてもう一つ重要なことは、両者がともに「功利主義」を批判するところから自らの理論構築を開始した、という点である。もちろん、パーソンズとロールズは生きた時代が違い、ゆえにそこで念頭に置いている「功利主義」もか

なり違っている¹⁴。しかし、ここで確認した二人の共通性を、本稿で検討してきた「多元社会」の「陰の側面」ということをふまえて見た場合、次のような仮説を提示することは必ずしも外的外れではないように思う。それは、二人が「功利主義」的な解決の先に、「あるべきではない」社会を見たのではないか、という仮説である。もしこうした仮説が正しいならば、現在のアメリカ社会は、二人にとって「あるべきではない」社会だということになるだろう。そして二人にとって、「あるべきではない」社会は、自らの社会理論を構築する出発点となった。となれば、この先に生じることは、ある程度想像することができる——次なる社会理論は、9.11 という事件を契機として、生まれるのだ。

注

¹ 大澤（2002）および Lyon（2003）は、こうした数少ない試みのうちの一つである。なお国際関係に中心を置いたもののうち時事的なコメントを超えるものとしては、Mann（2003）、Barber（2003）、Singer（2004）が挙げられる。また複数の論者の議論を集めた包括的な著作として、中山元編訳（2002）、藤原編（2002）、小林編（2003）、がある。

² ここで本稿が「社会理論」と呼んでいるのは、社会を対象とする理論のうち一定の包括性をもったもの、すなわち社会学、社会哲学、政治哲学といった学問領域の緩やかな集合体である。

³ 左古は秩序問題とホップズ問題を区別し、後者を前者の一類型として位置づけているが、本稿では秩序問題とホップズ問題を互換的に用いることにしたい。左古による秩序問題の規定と佐藤によるホップズ問題の規定の違いは、初期条件として「自由な個人」というものを置くかどうかの違いであるが、本稿は初期条件として「自由な個人」を置かない秩序

問題というのを想定していないので、この相違はとくに問題ではない。なおパーソンズ自身は、秩序問題という用語とホップズ問題という用語を、とくに区別することなく用いている (Parsons 1937 =1976: 151-6)。

⁴ 佐藤は、ホップズ問題を「自由な個人のあいだにいかにして社会秩序をつくりうるか」と一般的に規定したのち、この問いは西欧近代社会においては「自由な個人」を保存したまま解くことが求められてきた、という重要な注釈を加えている (佐藤俊樹 1993: 134)。「保存したまま」という条件が重要なのは、仮にこうした条件を想定しない場合、さまざまな手段によって秩序形成が可能となり、結果としてそれが「問題」ではなくなってしまうからである。

⁵ 秩序問題を理論的問題としてではなく社会を把握する手法としてとらえる試みは、佐藤 (1993) の発想を受け継いでいる。

⁶ ライアンはこうした二者択一をアメリカ大統領ジョージ・W・ブッシュが提起したものとして提示しているが、本稿が確認した限りでは、ブッシュはセキュリティと市民的自由を二者択一としてはとらえていない。むしろ2-2で見ると、ブッシュはセキュリティと自由を並列的にとらえている。また、ブッシュはセキュリティの確保に伴うコストにも触れているが、そこで用いられている言葉は「遅延 delays や不便 inconveniences」である (Bush 2001)。少なくともこうした意味で、ブッシュを参照しながらセキュリティと自由の二者択一を提示することは、正しくないように思う。

⁷ 言うまでもないことだが、アシュクロフトの発言はアメリカ社会を代表するものではない。よく知られているように、アシュクロフトが提案した愛国者法は、さまざまな議論を呼び起こした。しかし同時に、問題へのもっとも明確な対処として愛国者法が制定され、そこでもっとも責任ある立場にいたのが

アシュクロフトである、ということは、事実として否定できないだろう。

⁸ なお、ライアンも市民的自由に関する概念的考察を若干行っているが、それはT. H. マーシャルのシティズンシップ論に基づく議論であり、ここで問題になっている市民的自由の検討としては、余分なものを含みすぎている (Lyon 2003 =2004: 65)。

⁹ 愛国者法の第2章には、「監視の強化」というタイトルが付けられている。

¹⁰ ここでは「人種」と「エスニシティ」を基本的に互換的なものとして用いているが、9.11 以後のアメリカ社会で焦点となったのが「アラブ系」あるいは「ムスリム」であったことをふまえて、支障がない範囲で「エスニシティ」に統一して示す。

¹¹ こうした動きの背景には、ガイダンス自身が冒頭で述べているように、2001年2月27日に大統領ブッシュが、人種的プロファイリングを禁止すべきだという演説を行ったことがある。ただしここで注意が必要なのは、この演説が9.11以前ののものであり、ゆえにそこで念頭に置かれていたのが、基本的にはアフリカ系アメリカ人についての人種のプロファイリングであった、ということである。

¹² このガイダンスの要約版であるファクト・シートでは、通常の法執行業務に関する項目のタイトルを「人種のプロファイリングを禁止するために」、テロリズム対策に関する項目のタイトルを「国家安全問題とのバランスをとるために」とし、その違いをさらに明確にしている (Department of Justice 2003)。

¹³ 通常ありそうにない仮定のもとで提示することが多い政治哲学の事例がここで例外的に現実的なのは、この事例が1980年代にIRA (アイルランド共和国軍) によって引き起こされた実際の事件をもとにしているからである。

¹⁴ パーソンズとロールズそれぞれにおける「功利主義」の概念化の違いについては、機会を改めてきちんと論じたい。なおごく大雑把に言えば、パーソ

ンズは功利主義を「行為」の水準でとらえており、 いる、ということになるだろう。
ルールズは功利主義を「政策」の水準でとらえて

文献

- Ashcroft, John, 2003, 'A Clear and Present Danger,' Amitai Etzioni and Jason H. Marsh eds., *Rights vs. Public Safety after 9/11: America in the Age of Terrorism*, Rowman & Littlefield, 3-8.
- Barber, Benjamin R., 2003, *Fear's Empire: War, Terrorism, and Democracy*, W. W. Norton & Co Inc. (= 2004, 鈴木主税訳『予防戦争という論理——アメリカはなぜテロとの戦いで苦戦するのか』阪急コミュニケーションズ.)
- Bush, George W., 2001, *Address to a Joint Session of Congress and the American People*, <http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/09/20010920-8.html>.
- Department of Justice Civil Right Division, 2003, *Guidance Regarding the Use of Race by Federal Law Enforcement Agencies*, http://www.usdoj.gov/crt/split/documents/guidance_on_race.pdf.
- Department of Justice, 2003, *Fact Sheet: Racial Profiling*, http://www.usdoj.gov/opa/pr/2003/June/racial_profiling_fact_sheet.pdf.
- 藤原婦一編, 2002, 『テロ後——世界はどう変わったか』岩波新書.
- 兼子論, 2005, 「統合」と「包摂」——「多文化」社会の存立原理の考察」第78回日本社会学会大会報告原稿.
- 小林正弥編, 2003, 『戦争批判の公共哲学——「反テロ」世界戦争における法と政治』勁草書房.
- Kymlicka, Will, 1990, *Contemporary Political Philosophy: An Introduction*, Oxford University Press. (= 2002, 岡崎晴輝ほか訳『現代政治理論』日本経済評論社.)
- Locke, John, 1690, *Two Treatises of Government*. (= 1968, 鶴飼信成訳『市民政府論』岩波文庫.)
- Lyon, David, 2003, *Surveillance after September 11*, Blackwell. (= 2004, 清水知子訳『9・11 以後の監視——〈監視社会〉と〈自由〉』明石書店.)
- 町野朔・中森喜彦編, 1995, 『刑法1 総論』有斐閣.
- Mann, Michael, 2003, *Incoherent Empire*, Verso. (= 2004, 岡本至訳『論理なき帝国』NTT出版.)
- 中山元編訳, 2002, 『発言——米同時多発テロと23人の思想家たち』朝日出版社.
- 大澤真幸, 2002, 『文明の内なる衝突——テロ後の世界を考える』NHKブックス.
- Parsons, Talcott, 1937, *The Structure of Social Action: A Study in Social Theory with Special Reference to A Group of Recent European Writers*, McGraw Hill. (= 1976, 稲上毅・厚東洋輔訳『社会的行為の構造1』木鐸社.)
- Rawls, John, Erin Kelly ed., 2001, *Justice as Fairness: A Restatement*, Harvard University Press. (= 2004, 田中成明・亀本洋・平井亮輔訳『公正としての正義 再説』岩波書店.)
- Rorty, Richard, 2001, 'Die Militarisierung Amerikas,' *Die Zeit*, extra N. 39 (= 2002, 中山元編訳『発言——米同時多発テロと23人の思想家たち』朝日出版社, 15-20.)
- Said, Edward W., 2001, 'Backlash and backtrack' (= 2002, 中野真紀子・早尾貴紀訳『戦争とプロパガンダ』

みすず書房.)

左古輝人, 1998, 『秩序問題の解明——恐慌における人間の立場』法政大学出版局.

佐藤成基, 2004, 「多元主義と「シヴィック・ネーション」——パーソンズ社会学における国民統合とエスニシティ」 富永健一・徳安彰編『パーソンズ・ルネッサンスへの招待——タルコット・パーソンズ生誕百年を記念して』勁草書房, 35-47.

佐藤俊樹, 1993, 『近代・組織・資本主義』ミネルヴァ書房.

盛山和夫, 2004, 「公共哲学としてのパーソンズ社会学」 富永健一・徳安彰編『パーソンズ・ルネッサンスへの招待——タルコット・パーソンズ生誕百年を記念して』勁草書房, 3-16.

Singer, Peter, 2004, *The President of Good and Evil: The Ethics of George W. Bush*, Dutton. (= 2004, 中野勝郎訳『「正義」の倫理——ジョージ・W・ブッシュの善と悪』昭和堂.)

Williams, Patricia J., 2002, 'Peace, Poetry and Pentagonese,' Ken Booth and Tim Dunne eds., *Worlds in Collision: Terror and the Future of Global Order*, Palgrave Macmillan, 336-47. (= 2003, 塚田幸三・寺島美紀子訳『衝突を超えて——9.11後の世界秩序』日本経済評論社, 394-409.)

Wolff, Jonathan, *An Introduction to Political Philosophy*, Oxford University Press. (= 2000, 坂本知宏訳『政治哲学入門』晃洋書房.)

Woodward, Bob, 2002, *Bush at War*, Simon & Schuster. (= 2003, 伏見威蕃訳『ブッシュの戦争』日本経済新聞社.)

(あけど たかひろ、東京大学大学院、t-akedo@nifty.com)

(査読者 佐藤成基、内藤準)

September 11 and the 'Plural Society' America

Problem of Security and the 'Solution' through Ethnicity

AKEDO, Takahiro

The purpose of this paper is to see the problem in American society after 'September 11' from the perspective of 'the problem of order' and show what the 'solution' of that problem means for social theory. We had already many arguments about September 11, but a few arguments seeing it as the problem for social theory. Moreover, most of those arguments only criticized the restriction on civil liberty after September 11. But in this paper, I emphasize the role of ethnicity in American society, and point out that the core issue is not general restriction on civil liberty but ethnically unequal restriction. And finally, I will expose the 'dark side' of plural society, but it can be one of the strongest driving forces for social theory.